

外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関について

1 選出概要

本県では、外国人患者が安心して医療を受けられる環境を整えるため、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（以下、「拠点的な医療機関」という。）の選出を進めています。

拠点的な医療機関に選出されると、厚生労働省 HP 及び日本政府観光局（JNTO）HP に「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」として、公開される予定です。

【厚生労働省 HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html

【日本政府観光局（JNTO）HP】

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

2 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業の交付申請にあたって

補助対象者の要件として、拠点的な医療機関であることが必要となります。

交付申請の際、補助事業計画書等と併せて、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関選出調査票（様式 1 - 3）」の提出もお願いします（選出済みの医療機関で現登録内容に変更がない場合は、提出不要です）。

内容審査の上、選出を行い、厚生労働省へ報告する予定です。

当事業の活用意向がなく、拠点的な医療機関の選出意向がある場合も、当調査票の提出をお願いします。

3 選出カテゴリー

当調査票の選出カテゴリーは、下記を踏まえて選択をお願いします。

【カテゴリー①】

外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関（要件：二次以上の救急医療機関で、日本語以外に 2 言語以上での対応が可能であること）

【カテゴリー②】

外国人患者を受入れ可能な医療機関（要件：医療機関（病院・診療所（歯科含む））で、日本語以外に 1 言語以上での対応が可能であること）